

国「第1回 子ども・子育て会議」(4月26日)の開催について

- ◇ 第1回の子ども・子育て会議が、去る4月26日開催されました。
- ・森まさこ内閣府特命大臣少子化対策担当大臣より「子どもにとって最善の利益が実現されるよう、質と量の両面で制度の充実を図っていく」旨の開会あいさつが行われ、委員の自己紹介がなされました。
- (1) 会議の運営について(会長の選任、会長代理の指名、会議運営規則の決定、部会の設置)
- ・本会議会長に、無藤隆 白梅学園大学子ども学部教授が選出され、会長代理に、佐藤博樹 東京大学大学院情報学環教授が、会長指名されました。
 - ・会議運営規則の決定、インターネットでの後日公開も含めて説明されました。
 - ・引き続き、各種基準及び給付費の額の算定基準等の検討を行うため、本会議のもとに、子ども・子育て会議基準検討部会が設置されることが決議されました。同部会構成員名簿が続いて配布され確認されました。本連盟の橘原淳信 副会長が、本会議と併せて同部会の構成員に就任し参画いたします。
- (2) 基本指針について
- ・続いて、当日の議事に入る前に、子ども・子育て関連3法とスケジュールについて事務局より改めて資料説明が行われました。また「待機児童解消加速化プラン」について保育課長より説明がなされました。
 - ・「基本指針の概要(案)」等の資料説明が、事務局より行われ議事に入り、各委員から下記のような点について意見が述べられました。
 - ・当連盟の橘原委員からは、保育の質と量の確保、充実は大事であるが、保育士の確保が大きな課題になっていることから、そのための処遇の改善に視点をおいて頂きたいこと。利用希望の把握方法について、把握の仕方の一つによって利用者の希望が偏ることのない項目の設定を頂きたい旨の意見が出されました。
- (下記は、各委員意見の概要)
- 保育士の不足や研修の強化について課題がある中で、「専門家がいかに重要であるという点」を質の向上と共に書き込んで頂きたい。
 - 「乳幼児の重要性」と「幼児期の重要性」という用語の統一と3歳以上における学校教育の重要性と乳幼児期の教育ということについてきちんと分けて記載頂きたい。
 - 「基本指針」の理念には「質」という言葉をしっかり入れて頂きたい。
 - 「計画の見直しについて」は、最初から完璧なものを創るのではなく地域の実情に応じた柔軟に手直しできるプランが重要。
 - 基本指針の中にマイノリティ、障害児、慢性疾患の子どもたち等の記載を入れて頂きたい。子どもの貧困等についてもきちんと視野に入れた理念にして頂きたい。
 - 「基本指針」の意義について「家庭が第一義」であるという点と同時に「家庭と連携をしていく」視点を入れて頂きたい。
 - 量の見込みと確保は重要であるが、その上で、新しいシステムをどのように作っていくのかという質に関わることについてきちんと議論をしていくことが重要。
 - 調査票にも新しい事業についての把握をする項目を設けて頂きたい。市町村の地方版子ども・子育て

て会議の設置を促進して頂きたい。

- 基本指針の理念について、「すべての世代にとって」子育て支援は「社会保障の持続可能性」も重要な点であるので、社会全体の責務・役割ということが適当ではないか。貧困等を含めて特別支援や社会的養護についてもしっかりと書き入れて頂きたい。
 - 家庭の意義・役割について、第一義的責任とは具体的に何なのかということを検討していくことが重要。親・家庭は第一義的責任を果たせるように社会の役割を求めていくような記載にして頂きたい。
 - 第一義的「責任」ということを強調しすぎることは危険であると思い、もう一度そうした視点で基本理念について検討をして頂きたい。実施主体が市町村ということで、地域子育て支援等についても含めてパートナーシップを表す言葉を入れていけるとよい。利用把握については、大変難しい点であるが、実際にニーズ調査をする際に実際のサービスの内容について説明していかないと正確なニーズ把握ができないのではないか。
- ・ 続いて事務局より、「被災地子ども・子育て懇談会について」の報告がなされ、無藤会長より「認定こども園法の改正に伴う両資格の併有について」概要が説明されました。
 - ・ 事務局より、以降について「子ども・子育て会議第1回基準検討部会」5月8日（水）開催、「第2回子ども・子育て会議」5月31日（金）開催の予定であることが説明され、当日の会議は終了しました。

※ なお下記の内閣府サイトより当日の資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

「認可保育所 株式会社参入 全面解禁 月内にも厚労省、大幅前倒し」 報道記事についての保育課解説について

◇ 平成 25 年 5 月 2 日（木）付の毎日新聞（朝刊 2 面）に掲載された「認可保育所 株式会社参入 全面解禁 月内にも厚労省、大幅前倒し」の記載について、厚生労働省保育課より次のような解説が出されましたので、ご参考までお伝えします。

（同記事の概要は以下です。）

- * 厚労省は、待機児童解消に向け、認可保育所への株式会社の参入を月内にも全面解禁する方針を固めた。
- * 当初は 2015（平成 27）年 4 月から解禁する予定だったが、安倍総理が女性の就労支援を成長戦略の中核に据えたことを踏まえ、大幅に前倒しする。
- * 厚労省が 2 日の規制改革会議で表明し、認可権限を持つ都道府県や政令指定都市、中核市に通知する。
- * 株式会社は児童福祉法上は今でも認可保育所に参入できるが、2015（平成 27）年 4 月の子ども・子育て関連 3 法施行後は、自治体は株式会社であることを理由に認可を拒めなくなるが、これを前倒しする。

（保育課からの「事実関係」解説は以下になります。）

保育所は既に平成 12（2000）年より設置主体の制限は撤廃している。記事にある「全面解禁」は誤りである。また、子ども・子育て関連 3 法による認可制度の改善は、平成 27（2015）年度から施行予定であり、法律の施行を前倒しするものではない。

なお、子ども・子育て関連 3 法施行後は、地域の保育需要が満たされていない場合には、適格性・認可基準を満たしている保育所であれば、原則認可するものとする仕組みとしている。

- 認可保育所は既に平成 12（2000）年に設置主体制限を撤廃し、多様な主体による整備を推進している。横浜市は民間企業などによる整備を積極的に推進、待機児童対策に大きな成果。
- 総理より発表された「待機児童解消加速化プラン」においても民間企業を含む多様な主体による保育

の量拡大を盛り込んだ。

- 平成 27(2015)年度施行予定の子ども・子育て支援新制度では、都道府県等は、地域の保育需要が満たされていない場合には、適格性・認可基準を満たしている保育所であれば、株式会社であることを理由に裁量で認可しない取扱いは許されなくなる。
- 本日の規制改革会議において、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくよう、認可権者である都道府県等に対し、先般の法改正を踏まえた国の考え方を明確にお示しするとともに、市区町村に対して当該通知の趣旨を周知徹底していただくよう通知したいと説明したところであり、近日中に発出できるよう、検討を進めたい。

「第1回子ども・子育て会議基準検討部会」(5月8日)の開催について

◇ 国の「第1回子ども・子育て会議基準検討部会」が5月8日10時～12時に内閣府において開催されました。

・無藤部会長の進行により、はじめに山崎 内閣府政策統括官の挨拶が行われ、以下の議題について協議が行われました。

(1) 基準検討部会の運営について

・事務局より配布資料の関連事項とスケジュールについて説明が行われ、部会長より部会長代理について、大日向雅美委員が指名され全会一致で承認されました。

(2) 「新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について」「地域型保育事業の認可基準について」

・事務局より資料6、7に基づいて説明が行われ、質疑応答が行われました。

(下記は、各委員意見の概要)

○ 論点について「撤退スキームについて」、財務諸表等の「情報公開義務について」、「事故情報」の公開等を加える必要はないか。

(事務局)「撤退スキームについて」は主要な点については法律に記載があるので、それをさらに詳細に議論をしていくことは「情報公開」とともに移行する際の「確認」事項に係る運営基準であろうと思われる。

○ 基準を考える際に時間軸として捉えた際、既存施設が円滑に移行をするという観点と、新たに認定していく観点を分けて考えていく必要があるのか否か。東京都の認証保育所や横浜市の取り組み等、地域の実情に応じた多様な主体による取組についての仕分けを基準の検討でしていく必要があるか。量の確保と共に質の確保について、人材の育成、能力の向上に向けてどのように基準として設けていくかについても議論が必要。

○ 規模が小さい点については、どこの子どもがどこで保育を受けても質が等しい保育を受けることができるように家庭的保育の基準を下げることはないようお願いしたい。

(事務局)基準の在り様について、新しく設定していくことについてもどのように考えるかということであり、新しい幼保連携型認定こども園の基準を考えていく中で現行の保育所、幼稚園の基準を考えるということであろうと思う。新幼保連携型の施設の特徴とはどのようなものなのかという点から基準を考えていく必要がある。※ 経営実態調査について補足説明された。

(保育課長)地域の実情を踏まえる点については、地域型保育給付の対象を希望する場合もあろうし、施設型給付の対象に移行するケースもあるだろう中で、子どもの数が減少している過疎地等の実態も含めてご議論頂きたい、居宅訪問型保育事業については、今後地域型保育として位置づけられることを考慮にした際にそうした労働基準の観点からもご議論頂く必要がある。研修の体系化等につ

いてはとても重要な点であると思う。そうした方向でのご議論を頂きたい。

(3) 「公定価格・利用者負担について」「地域子ども・子育て支援事業について」

・事務局より資料 8、9 について説明が行われ、質疑応答が行われました。

(橘原 全私保連副会長)「資料の満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子どもについての「2 号認定子どもの利用者負担の変更のイメージ」表※で、現行 6、7、8 階層に該当する所を 6 階層に一本化されている点と「市町村民税」による階層区分にした理由についてお伺いしたい。その際、子どもの育ちに係る経費について較差が生じるのではないか。市町村民税を確定する時期との時間差について課題があることはないのか等お伺いしたい。」

※当日「資料 8 公定価格・利用者負担について」P9 参照

(事務局)利用者負担の基本的な考え方として、「満 3 歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていることや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一律の負担とする。」こととなっている。

また、「新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う。」こととされていることからこのようにイメージされているところである。※ 但し現在の保育所に係る利用者負担は、所得税額を基に設定。

(下記は、各委員意見の概要)

- 地域子育て支援拠点事業についてぜひ財政支援を中心に地域の实情にあった柔軟な制度設計をお願いしたい。経営実態調査の結果について、その意味でも平均値で議論をしないで頂きたい。ばらつき、標準偏差を超えた上下 2%についてなぜそのようなばらつきが起きたのかご議論頂きたい。
- 短時間利用については、この部会では議論をする予定はあるのか否か。利用者負担について保育の必要性の認定を受けた子どもについては、上乗せ徴収は認めないという理解か。
- 公定価格と利用者負担に関連して、幼児教育の義務化の議論との関係ではいかがか。新制度の実施に際しては、1 兆円超という考え方があるが、経済の動向次第で考えていくとされている。十分に努力をして頂きたいし確認をしたい。

(事務局) 保育の必要性の認定については親会議の方で基本にご議論頂く。保育の必要性の認定を受けた子どもについても、上乗せ徴収がある。国基準で定める実費徴収とそれ以外の要件付での上乗せ徴収が想定されている。また、質の話と広げていく話は、よく市町村のご意見を伺いながら決めていきたい。幼児教育の義務化については公約としてではなかったのではないか。

次回日程については後日事務局より報告予定。

※ なお下記の内閣府サイトより当日の資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp